

障がい児・者の生きる基盤となる「暮らしの場」の拡充を求める意見書

社会的支援を必要とする障がい児・者は年々増加傾向にある。

現在の障害福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設などの社会資源の不足が慢性化しており、結果として多くの障がい児・者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされている。

本市においても、重度障がい児・者の暮らしの場が不足しており、介護者である親の高齢化や入院などで介護ができなくなると、行き場のない障がい児・者は複数のショートステイ（短期入所施設）を転々とする、いわゆる「ロングショート」にならざるを得ない状況である。

こうした深刻な現状を打開するために、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図り、障がい児・者が誰とどこでどのように暮らすのかを自由に選択できる状況を早急に実現するよう、下記の事項を強く要望する。

記

1. 障がい児・者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。
2. 地方公共団体が、入所機能を備えた地域生活拠点を整備するための財政的支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月20日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛